

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和五年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査 機関の 名称		変更のあった農産物検査員	
尾道市農業 協同組合		変更内容	氏名
抹消	追加	氏名	農産物検査を行う 農産物の種類
谷尻 順平	三井 謙三	氏名	農産物検査を行う 農産物の種類
もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 そば	もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 そば	農産物検査を行う 農産物の種類	農産物検査を行う 農産物の種類
令和五年四 月七日		変更 年月 日	変更 年月 日